

令和３年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出期限

※令和２年度とは提出期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

サービス種類	内容	提出期限
【訪問系サービス】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	前年度の実績で特定事業所加算を算定する場合	令和３年３月３１日（水） ※消印有効
	直近３ヶ月実績で特定事業所加算を算定する場合	令和３年４月１５日（木） 厳守※消印有効
	新たに特定事業所加算を算定する場合	令和２年度の事業者講習会（集団指導）の資料 P. 134 をご確認ください。
	特定事業所加算を算定しない場合	提出不要
<u>療養介護</u> <u>生活介護</u> <u>短期入所</u> <u>重度障害者等包括支援</u> <u>施設入所支援</u> <u>自立訓練</u> <u>（機能訓練・生活訓練）</u> <u>自立生活援助</u> <u>共同生活援助</u> <u>就労定着支援</u> <u>就労移行支援</u> <u>就労継続支援</u> <u>（Ａ型・Ｂ型）</u>	<u>全事業所</u>	<u>令和３年４月１５日（木）</u> <u>厳守※消印有効</u>
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 （地域移行・地域定着）	<u>全事業所</u>	令和３年４月１５日（木） 厳守※消印有効

・ 障害児相談支援事業所の届出書については 子ども青少年局 子育て支援部 子ども福祉課 子ども発達支援係 （TEL:052-972-2520）へご提出ください。